

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

平成25年6月11日

公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市（本年3月31日現在 47都道府県及び65政令市※。以下、「都道府県等」とする。）における産業廃棄物処理行政（①域外発生産業廃棄物の搬入規制、②産業廃棄物関係条例の制定状況）の実態を調査した。

2. 調査結果

①域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

産業廃棄物の都道府県等間の移動に関しては、廃棄物処理法上の規制はないが、大規模な不法投棄事件を背景等として、都道府県等の域外で発生する産業廃棄物について、当該都道府県等への搬入を抑制するため、条例等で排出事業者等に対して事前協議等を求める都道府県等もあり、今回の調査では、34道県28市（前回34道県37市）で事前協議等の規制が行われている結果となった。

②産業廃棄物関係条例等の制定状況

地方自治体においては、排出事業者責任を強化する目的で、排出事業者に対する処理業者の委託契約締結前の実地確認義務等を求める条例等の制定が行われている。今回の調査では、19道府県14市において条例等が制定されている結果となった。

※ 政令市

廃棄物処理法第24条の2では、同法で定める都道府県知事の権限に属する事務の一部について、政令で定める市の長が行うこととすることができる」と規定されている。政令で定める市は、地方自治法における指定都市20市（いわゆる「政令指定都市」）、中核市 42市、呉市、大牟田市、佐世保市となる。

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(平成25年度)

【質問内容】

問1 いわゆる県外産業廃棄物の搬入について

- 規制している (SQあり) —— (SQ) 搬入規制の内容について
 - ×規制していない
 - △その他
- a. 搬入は禁止している
 - b. 事前協議が必要となる
 - c. 事前届出が必要となる
 - d. その他

問2 条例等の状況について

- 制定している (SQあり) —— (SQ) 条例の概要について記述して下さい。
- ×制定していない
- △制定を検討している

※『 』内は参照する要綱・条例等
 ※回答のない自治体は掲載していない。

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他	(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他	規制内容の概要・備考など	○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している 条例等の概要・検討内容など
北海道	○	b	『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	○ 排出事業者に対して年1回以上、処分の実施状況等を実地確認するよう義務付けている。
旭川市	○	b	『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』	×
札幌市	△	-	北海道条例による規制 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	×
函館市	△	-	北海道による規制(事前協議) 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	×
青森県	○	b		×
青森市	△	-	青森県による規制(事前協議) 『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×
岩手県	○	b	『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	○ 排出事業者に対し、産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認を行い、その結果の記録を求めている。また、1年以上にわたり継続的に委託したときは、1年に1回以上の適正処理能力の確認と結果記録を求めている。また、1年に1回以上の処分状況の実地確認を義務付けている。 『循環型地域社会の形成に関する条例』
盛岡市	△	-	岩手県条例による規制 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	○ ・あらかじめ受託者が適正処理能力を備えていることの確認を行い、その結果を記録すること。 ・排出事業者に対して、処分の状況を1年に1回以上実地確認することを義務付けている。 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	d	埋没処分しようとする場合には、事前協議が必要となる。 『産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準』第5-1-(17)参照	○ 委託契約の前に、処分業者が処分を適正に行う能力を有することを確認しなければならない。 また、委託契約後は、処分業者による処分の状況を年1回以上確認しなければならない。 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例』第8条 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則』第2条参照
仙台市	○	d	特定有害産業廃棄物又は1月に5トンを超える産業廃棄物を搬入する場合は事前協議が必要となる。 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○ 産業廃棄物の処理を委託するとき、処理業者の許可の事業範囲を確認するとともに、処理施設の現況について実地調査を行うなど、産業廃棄物が遅滞なく適正に処分できる状況であることを確認すること。 また、産業廃棄物の処理を委託したときは、マニフェストにより確認するとともに、必要に応じて処分業者の現地調査を行い、処分状況を把握すること。 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条
秋田県	○	b		×
秋田市	△	-	秋田県による規制実施 『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×
山形県	○	b	『山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×
福島県	○	c	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』第14条	○ 排出事業者に対して、委託契約前の許可証の確認及び実地調査と、契約後に適正処理が行われているか適宜実地確認することを指導している。 『福島県産業廃棄物処理指導要綱』第6条5
いわき市	○	b	『いわき市産業廃棄物処理指導要綱』	×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
				○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している
			○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他	
郡山市	○	c		○ 産業廃棄物の処理を委託した後に、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理状況を実地調査により確認し、その処理が適正でないと認められた場合は、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示すること。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』
茨城県	○	b	『茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項』	○ 現地調査を義務付け 『茨城県産業廃棄物処理要項』
栃木県	○	b	最終処分(埋立)を目的とした県外からの搬入の場合 『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×
宇都宮市	○	b	『宇都宮市県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×
群馬県	×	-		×
高崎市	×	-		×
前橋市	×	-		×
埼玉県	○	b	『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
川越市	△	-	計画書の提出を求めている。 『川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
さいたま市	○	d	建設系産業廃棄物に限り、事前協議が必要な場合がある。	×
千葉県	○	b	最終処分のみ 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
柏市	×	-		×
千葉市	○	b	最終処分を行う場合のみ 『千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
船橋市	×	-	平成25年3月31日まで規制していた。	○ 1. 廃棄物処理票の作成 事業者が自ら処理する場合の廃棄物処理票の作成と携行を義務付け 2. 夜間の搬入搬出の禁止 事業者自らが、産業廃棄物を事業場以外の場所へ積み替えたり保管場所等へ移動する場合における、夜間の搬入搬出の原則禁止 3. 運搬車両への表示 産業廃棄物の収集運搬業者の登録車両に、事業者の氏名・名称等を車両の見やすいところに表示することを義務付け等 『船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』
東京都	×	-		×
神奈川県	×	-		×
川崎市	×	-		×
相模原市	×	-		○ 義務付けではないが、実地確認について条例で制定している。 『相模原市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条
横須賀市	×	-		×
横浜市	×	-		×
新潟県	○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』	○ 処分を委託しようとするときは、処分を受託しようとする者が設置している処理施設の稼働状況等を確認し、記録しなければならない。 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第24条	○ 委託時に施設の稼働状況を確認し、記録・保存を条例で求めている。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条
富山県	○	b		×
富山市	○	b		×
石川県	○	b	『石川県産業廃棄物適正処理指導要綱』	○ 委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地確認するよう努めなければならない。産業廃棄物の処理状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○ 努力義務としている。 『金沢市産業廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第38、46条
福井県	○	b	『福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱』	×
山梨県	×	-		×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している
長野県	○	b	『県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱』	○ 排出事業者は、「産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程が適正に行われるために必要な措置を論じなければならない。」と定めている。 『廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』 http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/haiki/jourei/joureitop.htm
長野市	○	b	『県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱』	○ 排出事業者は処理業者等に産業廃棄物の処理を委託する場合、不適正な処理が行われないよう調査や確認が必要。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』
岐阜県	○	c	『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』	○ 処理委託しようとする処理業者の確認及び委託後の定期的な確認その他の方法による監視。 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』
岐阜市	○	c		× 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』に従うため。
静岡県	○	b	『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○ 管理責任者の設置(第8条第1項)、毎年に1回以上の実地確認(第10条第1項及び第2項)を規定している。 『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』
静岡市	○	b	『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○ ・処理委託前及び年1回委託先の実地確認を行うこと。 ・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置。 ・県外産業廃棄物を市内に搬入する場合の事前協議、またその搬入状況の年度毎の報告を行うこと。 ・産業廃棄物の処理状況の報告 ・処理施設の設置に係る事前手続き等
浜松市	○	b	条例に定める事前協議を行う必要がある。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第13条-第16条	○ 排出事業者に対して処理委託前に処理業者の実地確認を義務付けている(適用除外有)。 その後であっても、1年以上継続して委託する場合には年1回以上の実地確認を義務付けている。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/hajime/hajime.html	○ 排出事業者に対し、委託契約前の実地確認と、委託後の定期的な(年1回以上)処理状況の実地確認、また、確認事項の記録を5年間保存することを義務付けている。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/hajime/hajime.html
豊田市	○	c	平成25年10月1日からは市外廃棄物の搬入届	○ 排出事業者は、委託前に処理業者が処理能力を備えていることを確認する。また、委託後も処理状況を定期的に確認する。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第11条13条
豊橋市	△	-	『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条	× 『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条に従う。
名古屋市	○	c	『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』第10条	○ 処理業者が処理能力を備えていることの確認の義務付け、処理状況の定期的な確認に努める等。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』第7条
三重県	○	c	『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	○ 排出事業者に対して、年1回処分業者の実地確認(又は実地確認者からの聴取)を義務付けている。 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』
滋賀県	×	-		×
大津市	×	-		△ 県外産業廃棄物事前協議制度の導入を検討中
京都府	×	-		×
京都市	×	-		×
大阪府	×	-		○ ・建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業又は水道業を営む事業者等に産業廃棄物管理責任者の選任を規定(努力義務)。 ・事業者が、自ら排出した産業廃棄物をその発生場所以外の場所で保管を行う場合、府への届出を義務付け(規模要件あり)。 『大阪府循環型社会形成推進条例』の産業廃棄物に関する規定について http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/junnkann/index.html
大阪市	×	-		×
堺市	×	-		×
高槻市	×	-		×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況	
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している	
豊中市	×	-		×	
東大阪市	×	-		×	
兵庫県	×	-		×	
尼崎市	×	-		×	
神戸市	×	-		×	
西宮市	×	-		×	
姫路市	×	-		×	
奈良県	×	-		×	
奈良市	×	-		×	
和歌山県	○	b	『和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱』	×	
和歌山市	×	-		×	
鳥取県	×	-		×	
鳥根県	×	-	ただし、不適正処理にならないように事前協議は必要としている。	×	
岡山県	○	b		○	排出事業者は、発生した産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者(再生利用業者を含む。以下同じ。)に委託する場合は、産業廃棄物処理業者の許可内容、産業廃棄物関係施設の現況や能力、処理方法等を調査し、委託に係る産業廃棄物の適正な処理が可能であることを確認するとともに、産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の種類、性状その他処理に必要な情報を提供するものとする。 『岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3条第2項
岡山市	○	c	『岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例』	×	
倉敷市	○	b	『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第33条	×	
広島県	○	b	『県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	○	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』
呉市	×	-		×	
広島市	×	-		×	
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	×	
山口県	○	c	『山口県循環型社会形成推進条例』 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/14joureikisei.html	○	排出事業者は産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を現地調査するか、現地調査している者から聴取し、その結果を記録することが必要。 『山口県循環型社会形成推進条例』 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/14joureikisei.html
下関市	×	-		×	
徳島県	○	a	原則搬入禁止	×	
香川県	○	a	循環的な利用の場合、又は特例として、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認める場合に限り、事前協議により認める場合はある。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』	○	処理業者の許可証の確認、契約締結前に処理業者の処分施設の現況等の現地調査を行うなど状況を確認した上での委託契約の締結、産業廃棄物の性状・組成等の分析試験結果の交付の義務付け。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』
高松市	○	b	『高松市産業廃棄物処理等指導要綱』第7条	×	
愛媛県	○	a	原則搬入禁止 再利用、再資源化の為に原材料として、県外から産業廃棄物を搬入する場合など、やむを得ないと認められる時、事前協議により認めている。	×	
松山市	○	a	市長が環境保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認める場合には、事前協議により認めている。 『松山市産業廃棄物適正処理指導要綱』	×	
高知県	○	a	リサイクル目的であって、事前協議を行い、承認を受ければその限りではない。 『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×	
高知市	○	b	『高知市産業廃棄物処理指導要綱』	×	
大牟田市	×	-		×	
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×	
久留米市	×	-		×	以前、条例により制定していたが、廃棄物処理法に定める義務化により廃止した。
福岡市	○	c		×	
佐賀県	○	b	『佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×	

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況	
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d.その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している	
長崎県	○	b	『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』	○	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
佐世保市	○	b	『佐世保市廃棄物適正処理指導要綱』	○	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『佐世保市廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
長崎市	○	b		○	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
熊本県	○	b	年度間500トン未満を除く 『熊本県産業廃棄物指導要綱』第14条	○	排出事業者に対して定期的に処理業者が適正に処理するよう監視しなければならない等としている。 『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第85条
熊本市	×	-		×	
大分県	○	b	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	×	
大分市	△	-	大分県による規制、事前協議が必要 『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	×	
宮崎県	○	a	『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×	
宮崎市	○	a	原則搬入禁止 『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	×	
鹿児島県	○	a	原則搬入禁止 事前協議を行い、知事が特別に認めた場合に限る。 『鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱』	×	
鹿児島市	○	b	九州各県以外からの搬入については原則として認めない。 『鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×	
沖縄県	×	-		×	
那覇市	×	-	平成25年4月1日から産業廃棄物業務を開始したため県外からの搬入事例なし。	×	

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(平成25年度)

【質問内容】

問3 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者の公表の有無について

- ホームページで公表している
- ×ホームページで公表していない
- △その他

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
北海道	○	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_yuryou/yuryou_ichiran.pdf	
旭川市	○	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyotaisak/index.htm	
札幌市	○	http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/yuryo.html	
函館市	△		現時点で優良認定を受けた事業者なし
青森県	○	http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0625-1434-538.html	
青森市	○	http://www.city.aomori.aomori.jp/view.rbz?nd=1906&ik=1&pnp=141&pnp=867&pnp=1330&pnp=1906&cd=630	
岩手県	○	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=1656	産業廃棄物処理業者の一覧に当該項目を付けている
盛岡市	○	http://www.city.morioka.iwate.jp/sanpai/joho/004456.html	
宮城県	×		
仙台市	○	http://www.city.sendai.jp/business/d/kankyo_02_02_12.html	
秋田県	○	http://www.akita-sanpai.com/	
秋田市	×		
山形県	○	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/waste/yuryonintei.html	
福島県	○	http://www.pref.fukushima.jp/recycle/yuuryou/yuuryou.htm	
いわき市	○	http://www.city.iwaki.fukushima.jp/haikibutsu/010156.html	
郡山市	○	http://www.city.koriyama.fukushima.jp/	ただし認定実績なし
茨城県	○	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/fuhou_touki/yuryo.htm	
栃木県	○	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/yuuryouhyouka.html	
宇都宮市	○	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/haikibutsu/002466.html	
群馬県	○	http://www.gunma-sanpai.jp/gp01/index.htm	
高崎市	△		業者一覧の備考欄に記載
前橋市	×		
埼玉県	○	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sanpai-yuuryonintei.html	
川越市	○	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1173070221458/index.html	
さいたま市	○	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1301044098648/files/ichiran.pdf	
千葉県	○	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/nintei.html	
柏市	○	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080700/p008977.html	
千葉市	○	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/yuryonintei.html	
船橋市	○	http://www.city.funabashi.chiba.jp/jigyouno/haiki/0008/p015618.html	
東京都	×		ただし、都独自の優良性評価制度(第三者評価制度)の認定業者はホームページで公表している
神奈川県	○	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f473/	
川崎市	○	http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013898.html	
相模原市	○	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/recycle/haikibutsu/003465.html	
横須賀市	△		現時点で優良認定業者なし
横浜市	○	http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyouno/sanpai/02gyo/03yuuryo/	
新潟県	○	http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1312149638850.html	
新潟市	○	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai_home/sanpai_home.html	
富山県	○	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00007418-001-01.html	
富山市	○	http://www.city.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/sangyohaikibutsu/sampaishorigyosha.html	
石川県	○	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/gyoshameibo/index.html	
金沢市	○	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25040/disposal/index.html	
福井県	○	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/index.html	
山梨県	○	http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/74715114004.html	
長野県	○	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/haiki/yuuryouhyouka/index.htm	
長野市	○	http://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/29236.pdf	

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
岐阜県	○	http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/kyokajoho/kyoka-joho.html	
岐阜市	○	http://www.city.gifu.lg.jp/10611.htm	
静岡県	○	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyo/ka-040/sanpaikakari/yuryoseihyouka/yuryoseihyouka.html	
静岡市	○	http://www.city.shizuoka.jp/deps/sangyohaikibutu/kyokasaisin.html	
浜松市	×		
愛知県	○	http://kankyojoho.pref.aichi.jp/haikigyosya/hyouka_list.aspx	
豊田市	○	http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ae00/ae04/1193762_7100.html	
豊橋市	○	http://www.city.toyohashi.aichi.jp/garbage/waste/pdf/yuuryouitiran.pdf	
名古屋市	○	http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000009332.html	
三重県	○	http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/yuuryounint eigyousyaitiran.htm	
滋賀県	○	http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/ninteigyosha.html	
大津市	△		ホームページで公表するが、現在該当業者なし
京都府	△		ホームページでの公表を検討中
京都市	○	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000134132.html	
大阪府	○	http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/yuryo_shorigyosya/index.html	
大阪市	○	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9225/yuuryousaisin.pdf	
堺市	○	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/jigyosho/sangyohaikibutsu/haikibutsushori/gyoshameibo.html	
高槻市	○	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/sigenjun/gyomuannai/sanpai/gyousha.html	
豊中市	×		対象事業者該当なし
東大阪市	○	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000006461.html	
兵庫県	○	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.html	
尼崎市	○	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/syorigyou/035yuryouminntei.html	
神戸市	○	http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/industry/account/index.html	
西宮市	○	http://www.nishi.or.jp/contents/00015421000300025.html	
姫路市	○	http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405/_24008/_24298.html	
奈良県	○	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12647	
奈良市	○	http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1169693139325/files/gyoushaitiran.pdf	
和歌山県	○	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/yuryo.html	
和歌山市	○	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/sangyohaikibutu/yuuryonintei/index.html	
鳥取県	○	http://www.pref.tottori.lg.jp/item/619768.htm#itemid619768	
島根県	○	http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/hyokalist.html	
岡山県	○	http://juncan.okix.jp	
岡山市	△		産廃情報ネットのリンクを貼ることで、優良認定業者を検索できるようにしている
倉敷市	○	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=14863	
広島県	○	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yuryonintei-yuryoka-top.html	
呉市	△		法改正後の申請者なし
広島市	○	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1305077803752/index.html	
福山市	○	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/detail.php?hdnKey=8936	
山口県	○	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/12sanpai/yuuryouhyouka.html	
下関市	△		現在、優良認定業者なし
徳島県	○	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011042200172	
香川県	○	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/haikibutsu/meibo/iwsyu.htm	
高松市	○	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/8697.html	
愛媛県	○	http://www.pref.ehime.jp/h15700/yuuryousei_hyouka/index.html	
松山市	×		
高知県	○	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/	
高知市	○	http://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/18097.pdf	
大牟田市	×		
北九州市	○	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyo/file_0414.html	
久留米市	○	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyougomi/3042sangyohaiki/2011-0502-1459-473.html	

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
福岡市	○	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/hp/sangyouhaikibutu/syorisidougakari/020_2.html	
佐賀県	○	https://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1262/kan-kaikibutu-recycle/_33064/_4625.html	
長崎県	○	http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/waste/sangyo/	
佐世保市	△		現時点で認定実績はないが、認定時はホームページで公表予定
長崎市	△		ホームページリニューアルに伴い、公表準備中
熊本県	△	http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php	産廃情報ネットにて公表
熊本市	○	http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp	
大分県	○	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/ninnteigyousyairan.html	
大分市	○	http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1322101936085/index.html	
宮崎県	○	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/kankyo/taisaku/sanpai_kyoka/yuuryouninteiseido.html	
宮崎市	○	http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1305593154289/files/yuryou.pdf	
鹿児島県	○	http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/yuuryouseinintei.html	
鹿児島市	○	http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/jigyoushakankyo/kankyo/recycle/28497/44149.html	
沖縄県	○	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/gyousyameibo.html	
那覇市	△		優良産業廃棄物処理業の許可を受けている業者なし